随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年7月29日	
契 約 件 名	放射光加速器制御計算機システム（再リース）の保守　一式	
契 約 金 額	11,706,156円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区大手町1-6-1 株式会社ScaleWorX	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第三係 ℡ 029－864－5169	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、放射光加速器制御計算機システム（再リース）の保守に関するものである。	
随意契約の理由	現在５年間のリース契約を行っている放射光加速器制御計算機システムの再リースの保守について、延長の打診を行ったところ、システム本体に５年間の保守が付随している形で契約していたため、継続ができないと回答があった。本件の保守について対応できるのは原契約で実際の構築・運用・保守を一貫して行ってきた株式会社ScaleWorxの他にはないことから、同社と随意契約とする。	